

松江市告示第 249 号

松江市新製品開発・新分野チャレンジ支援事業補助金交付要綱（平成 27 年松江市告示第 136 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1) 略 <u>(2) 製造業 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める大分類に掲げる産業のうち、製造業に属するものをいう。</u> <u>(3) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関(以下「中小企業者等」という。)で構成するグループ(当該中小企業者等の会費を主たる財源にしているグループに限る。)をいう。</u> <u>(4)・(5)</u> 略 (補助の対象等) 第3条 略	(定義) 第2条 略 (1) 略 <u>(2) 企業グループ 市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む中小企業者が幹事となり、かつ、複数の中小企業者等(中小企業者、大学、高等専門学校及び公設試験研究機関をいう。以下同じ。)で構成するグループ</u> <u>をいう。</u> <u>(2)・(3)</u> 略 (補助の対象等) 第3条 略



	<p>(2) <u>次に掲げる要件の全てを満たす企業グループ</u></p> <p>ア <u>構成員の2分の1以上が市内に事業所を有する中小企業者等である</u> _____ こと。</p> <p>イ <u>市内に事業所を有する中小企業者が補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。</u></p>
終期	令和6年3月31日

	<p><u>心的に補助事業を実施する場合を除く。</u></p> <p>(2) <u>構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等であって、次に掲げる要件の全てを満たす企業グループとする。</u></p> <p>ア _____  <u>市内に事業所を有する中小企業者が市税を滞納していないこと。</u></p> <p>イ <u>市外の事業所が中心的に補助事業を実施しない</u> _____ こと。</p>
終期	令和5年3月31日

(事業計画書の審査)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて別に定める審査会に依頼することができる。

2 市長は、前項の規定により審査を依頼したときは、当該審査の結果を参考に、当該申請に係る事業計画書を採択するか否かを決定し、その結果を審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(軽微な内容の変更)

第6条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

第5条～第7条 略

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者

は、補助事業完了後5年未満で事業所を市外に移転し、又は廃業する場合には、市長にその旨を報告するとともに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の補助金を返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 事業所を市外に移転する場合 全額

(2) 廃業する場合 全額又は一部

第9条 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第6条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 開発スタートアップ事業のア及びイ

経費区分	内容
略	
外注費 (注1、 <u>注2</u> )	略
略	
技術指導 受入費	略

第7条～第9条 略

第10条 略

附 則

1 略

(読替規定)

2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第8条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

(1) 開発スタートアップ事業のア、イ及び  
実用化製品化事業

経費区分	内容
略	
外注費 (注1、 <u>注4</u> )	略
略	
技術指導 受入費	略

(注2)	
性能検査費 (注2、注3)	略

略

注1 略
注2 略
注3 外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。

(2) 略

(3) 実用化製品化事業

経費区分	内容
原材料・副資材費	開発品の構成部分、開発等の実施に直接使用し、消費される原料、材料及び副資材費の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	市内製造現場に設置する次のもの。 (1) 当該開発に必要な機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル等)

(注4)	
性能検査費 (注2、注4)	略

直性人件費 (注3)	当該開発に直接関与する者の直接作業時間に対する経費
---------------	---------------------------

略

注1 略
注2 外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。
注3 補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。 開発スタートアップ事業の補助対象経費としない。
注4 略

(2) 略

	<p>(2) <u>当該開発に必要な機械装置を自社で製作する場合の部品の購入に要する経費</u></p> <p>(3) <u>測定、分析、解析、評価等を行う機械装置の借用に要する経費(リース、レンタル等)</u></p> <p>(4) <u>当該開発に用いる器具・道具類の購入(5万円以下)及び借用に要する経費</u></p>
<p><u>外注費</u> (注1、注2)</p>	<p>(1) <u>自社内では不可能な当該開発の一部について、外部の事業者等に外注する場合に要する経費</u></p> <p>(2) <u>設計等のためのデザイナーへの委託契約等に要する経費</u></p> <p>(3) <u>マーケティング調査(製品・技術)を外部の機関で行う場合に要する経費</u></p>
<p><u>産業財産権導入費</u></p>	<p>(1) <u>開発した製品の特許、実用新案、意匠権等の出願に要する経費</u></p> <p>(2) <u>特許、実用新案、意匠権等を他の事業者又は個人から譲渡又は実施許諾を受けた場合に要する経費(ライセン</u></p>

	ス料を含む。)
技術指導 受入費 (注2)	外部専門家から技術指導を 受ける場合に要する経費 (謝金、手数料等)
性能検査 費 (注2、注3)	当該開発に必要な性能検査 を外部の機関で行う場合に 要する経費
直接人件 費 (注4)	当該開発に直接関与する者 の直接作業時間に対する経 費
その他経 費	その他市長が特に必要と認 める経費
注1 外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。	
注2 外注費、技術指導受入費及び性能検査費の総額は、補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。	
注3 外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。	
注4 補助対象経費総額の2分の1を超えてはならない。	

(4) 新分野チャレンジ事業

経費区分	内容
略	
研究開発 費 (注1)	略
略	
外注費 (注1、注2、 注3)	試作品の開発に必要な外注 加工等に要する経費

(3) 新分野チャレンジ事業

経費区分	内容
略	
研究開発 費 (注3)	略
略	
外注費 (注1、注2、 注3)	試作品の開発に必要な外注 加工等に要する経費(外注 先が機器、設備等を購入す

			る費用は、対象外とする。)
技術導入費 (注1)	略	技術導入費 (注3)	略
専門家経費 (注1)	略	専門家経費 (注3)	略
略		略	
<p>注1 略</p> <p>注2 <u>外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。</u></p> <p>注3 <u>外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。</u></p>		<p>注1 <u>外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。</u></p> <p>注2 <u>外部の機関が機器、設備等を購入する費用は、補助対象経費としない。</u></p> <p>注3 略</p>	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。